

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 0 号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	<p>【改正趣旨】 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○蓄電池設備（第15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10KW 時以下及び 10～20KW 時以下で出火防止措置を講じたものを規制から除外する。 ・今般の酸性やアルカリ性ではない蓄電池や、転倒で電解液の漏出のおそれがない蓄電池の普及から開放形鉛蓄電池以外は耐酸性の床でなくてもよいものとする。 ・キュービクル式以外でも筐体で雨水等の浸入防止措置を講じていればよいものとする。 ・建築物からの離隔距離が不要となる要件として、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を追加する。 ・蓄電池設備等が建築物等の部分から換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことは、キュービクル式に限定するべきものではないため、共通的な措置とする。 <p>○火を使用する設備等の設置の届出（第47条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池設備として規制の対象外となる 20KW 時以下を届出対象外とする。 <p>○固体燃料を用いた火気設備の離隔距離（別表第3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭火焼き器等の固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離を新たに規定する。 <p>【施行期日】 令和 6 年 1 月 1 日</p>